

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月20日現在

機関番号：32644

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17076

研究課題名(和文) EUの政府間交渉における交渉戦術としての国民投票の研究

研究課題名(英文) The strategic use of referendums in EU intergovernmental negotiations

研究代表者

武田 健 (Takeda, Ken)

東海大学・政治経済学部・講師

研究者番号：10704869

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は次の二点において貢献できたと考えている。第1に、交渉戦術としての国民投票には、(1)批准の際に国民投票を行うと明言して妥協を引き出そうとする使い方、(2)国民投票を行わないと約束して、その代わりに妥協を引き出そうとする使い方、(3)EUの決定への抵抗としての使い方、があることを明らかにした点である。第2に、EUの中では一種の仲間意識が発達しており、その環境の下、国民投票を行わないことを約束すると、他のアクターにも受け入れられるため、戦術としての効果を発揮しやすく、他方、国民投票を行うこと明言する場合は、反発を引き起こす戦術であるため、効果がでにくいことを経験的に示した点である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、EUという組織の中では、各国の政治指導者、外交官の間で一定の仲間意識(共有の帰属意識、社会的アイデンティティ)が一定程度、発達していることが明らかになった。その仲間意識があるゆえに、交渉戦術としても仲間に受け入れられる交渉戦術(国民投票を行わない)が効果をもちやすく、仲間に受け入れられない戦術(国民投票を行う)は、反発を引き起こし効果がでにくいことが本研究からは示唆された。先行研究では、EUにおいては、国民投票の戦術利用が効果を持ちやすいと言われていたが、使い方によって、その効果に大きな差が生じることが本研究からは示唆されたのである。

研究成果の概要(英文)：This research is considered to have produced two insights concerning the strategic use of referendums in EU negotiations. First, it revealed that there are three main ways of using a referendum in negotiations inside the EU; (1)pledging referendums, (2)promising not to hold a referendum, and (3)protesting EU decisions. Second, it was found that the EU has developed a shared belongings and a sense of friendship among various actors involved in the EU, and under such an environment, when promising not holding a referendum, it is most likely to produce an expected effect as a negotiation tactic. On the other hand, this research also suggests that the tactic in which actors try to obtain concessions in their favor by pledging a referendum is less likely to be effective, since the use of the tactics is widely seen to be unacceptable in the eyes of other actors in the EU.

研究分野：国際関係論、EUの政治

キーワード：EU 国民投票 交渉戦術

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

EU に関する先行研究では、加盟各国は自国の利益の追求のために、様々な交渉戦術を利用していると広く考えられている。その一環で、国内レベルでの批准を必要とする EU の基本条約の改正交渉などでは、国民投票も戦術的に利用されていると一部では指摘されてきた。

その戦術的な使い方とは、自国の意に沿わない方向に交渉が強引に進められないように、批准の際に国民投票を行うと明言し、そこで否決される可能性を示唆し、自分たちに有利な妥協を他の国々から引き出すというものである。しかもこのような国民投票の戦術利用は理論的には効果を発揮し、その利用者が交渉上、有利な妥協を引き出すことができるとも言われていた。

このような先行研究の状況ではあるが、本研究としては上記の考え方は十分に経験的に実証されていないと考え、その上で、EU 内の政府間交渉において、国民投票は実際の交渉の現場でどのように戦術的に利用されるのか、その効果はどのような条件下で強く発揮されるのか、経験的な裏付けのある分析を展開することとした。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は第 1 に、国民投票の戦術利用と一概に言っても、先行研究でいわれているような使い方（国民投票の実施を明言して妥協を引き出そうとする）の他にも、別の形態での戦術利用もあることを明らかにし、指摘することであった。第 2 に、それぞれの国民投票の戦術的な使い方は、期待された効果を持つのか、持つとすれば、それはどのような条件下でより効果を発揮し、交渉結果を左右しやすいのかを考察することであった。

より広い視点からとらえると、本研究は EU という組織の独自性、なかでも EU の交渉環境の特殊性を明らかにすることも視野に入れていた。各国は純粋な合理主義アプローチが想定するような行動論理に沿って、自分たちの利益の追求を図るだけではない。EU では、そこに集う政治・外交エリートの間で帰属意識や仲間意識を一定程度、発達した環境となっている。そのような環境のもとで内部交渉が行われており、それゆえに、国民投票の戦術利用もそのような環境上の制約を大きく受けることを論証することを試みたのである。

### 3. 研究の方法

本研究は下記に述べるように様々な事例の考察を行っており、それぞれ事例を考察する上で適切と考えられ、かつ現実の制約条件の中で実施可能な様々な方法を採用した。

その中ですべてではないが、一部の事例の考察には、社会構成主義の存在論的前提と社会・認知心理学の分野で発達してきた社会的アイデンティティのアプローチを採用した諸研究の中で生み出されてきた知見に依拠しながら、分析を行った（それは、とくに下記の憲法条約の交渉とリスボン条約の交渉の分析においてである）。帰属意識や仲間意識がアクター間で醸成、共有されている EU の環境の特徴を捉えながら、国民投票の戦術利用を分析することが可能になると考えたからである。

経験的考察の対象として取り上げたのは、憲法条約の交渉の際のイギリスとポーランドの両政府の行動、リスボン条約の交渉の際のオランダ、デンマーク、フランス、イギリス、ポーランドの各政府の行動、加盟上の地位に関して EU 側と再交渉したイギリス政府、難民の分担受け入れに反発したハンガリー政府、の諸行動である。

本研究は様々な資料に基づいた考察を行った。EU 諸機関の資料や各国政府、議会の資料の他、新聞や EU 関係の情報サイト、関連する先行研究など幅広く活用した。それらの資料や文献に加え、本研究の一つの特徴はインタビュー調査を重点的に行ったことである。実際に EU の当該交渉に参加した各国の外交官へのインタビュー調査を実施し、そこで集められたデータも活用した。このインタビューは準構造的な枠組みのもとで実施し、独自に集めた貴重なデータとして研究に役立てることとした。これらのデータ・ソースを分析しながら交渉内部の動きを明らかにすることに努めたのである。

### 4. 研究成果

本研究の成果は主として次のようにまとめることができる。

第 1 に、EU 内部において、国民投票は主として 3 つの戦術的な使い方があることが示された。先行研究においては単一の使い方のみが想定されていたが、戦術利用の幅は広がりをもっていることを指し示したのである。

批准の際に国民投票を行うと明言し、国内で賛成を得られず批准ができなくなる可能性を他国に示唆し、それによって自国にとって都合のよい妥協を引き出そうとする使い方。国民投票を行わないと約束し、それによって新条約の批准を妨げる意思がないこと、また EU 全体の目的達成に自国がコミットしていることを示して、妥協を引き出そうとする使い方。

EU が下した特定の決定への抵抗の意思としての使い方。国内の民意を EU 側に突き付けて譲歩を狙う。

このように主として 3 つの使い方があることを示したうえで、本研究の成果の第 2 は、EU の中では仲間意識が発達しており、その環境のもと、国民の戦術利用の効果には違いが出てくる

ことが示された点である。まず、国民投票を行うと明言して妥協を引き出そうとする戦術利用は、なかなか効果を発揮しにくいことがわかった。その理由として考えられるのは、EUにおける仲間意識に縛られて合意形成を阻止する戦術はとりにくい、国内での聴衆費用を懸念している、他のアクターから合意形成や条約の批准達成を阻害する利己的な行動だと受け止められ、反発を引き起こす、EUの既存の法体系と食い違う要求はなかなか受け入れられない、などである。憲法条約の交渉の時のイギリスとポーランド、およびEUにおける地位について再交渉を行っている時のイギリスの各政府がこの戦術を使ったが、さほど大きな効果はもたらされなかったのである。

次に、国民投票を行わないことを明言して妥協を引き出そうとする戦術については効果的に使い手の意図に近い形で譲歩が引き出されやすいことがわかった。批准の際に国民投票を行わないと他国に伝えることは、他のアクターから好意的に受け止められ、そのこの戦術の使い手が譲歩を上手に引き出すことができる場面が観察された。リスボン条約の際のオランダ、フランス、イギリス、デンマークがこの戦術を使い、一定の譲歩獲得に成功している。

さらに、EUが下した決定に抵抗する意思としての使い方であるが、これは使い手が何らかの譲歩を引き出すことには失敗している。難民の分担受け入れに抵抗したハンガリーがこの戦術に依拠したが、EU側から何ら譲歩は引き出すことはできなかった。EU内部の他のアクターからそのハンガリーの行動は認められない行為だとみなされたからだと考えられる。ただし、ハンガリー政府の意図はEU側から何らかの譲歩を引き出すことというよりかは、抵抗する意思を見せること自体が目的となっていることは留意したい。

国民投票の戦術利用の仕方	事例	効果
国民投票を行うと明言	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法条約交渉の時のポーランドとイギリスの両政府</li> <li>EU加盟上の地位の再交渉を行ったイギリス政府</li> </ul>	大きな譲歩は得られずに交渉は終結
国民投票を行わないと約束	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスボン条約の際のオランダ、フランス、デンマーク、イギリスの各政府</li> </ul>	譲歩を引き出すことに成功
EU決定への抵抗	<ul style="list-style-type: none"> <li>難民の分担受け入れに反対したポーランド</li> </ul>	EU側から譲歩は引き出すことはできず

本研究は全体として、EUはそこに集うアクターの間で帰属意識、仲間意識が発達しており、それゆえに交渉行動、戦術利用およびその効果に大きな影響を与えていることが示された。EUという組織、交渉環境の特殊性の一端が明らかになったと考えている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

1. Ken Takeda & Ryo Nakai (2018) "Is solidarity a long way off? Explaining divergent national positions on the relocation of asylum-seekers in the midst of the EU's refugee crisis", *Journal of Inter-Regional Studies*, vol.1, pp. 74-92(査読あり)。
2. 中井遼・武田健 (2018) 「難民の分担をめぐる欧州諸国の世論分析：欧州懐疑要因の検討」『国際政治』第190号、49-64頁(査読あり)

〔学会発表〕(計4件)

1. 武田健(2018)「外交交渉における「規範」の使い方 - EUの基本条約改正交渉を素材として -」関西学院大学産業研究所講演会、2018年7月(招待講演)。
2. 武田健(2018)「EU条約改正のための回避すべき国民投票ーリスボン条約交渉の考察ー」グローバル・ガバナンス学会、2018年5月。
3. 武田健(2017)「外交戦術としての国民投票」日本国際政治学会、2017年10月。
4. Ken Takeda (2016) "Is solidarity a long way off? Explaining divergent national positions on the relocation of asylum-seekers in the midst of the EU's refugee crisis", *Journal of Common Market Studies & EUJ Waseda workshop*, Waseda University Japan, May 2016.

〔図書〕(計2件)

1. 武田健(2019)「なぜFTA/EPAを進めるのか？」福井英次郎編『基礎ゼミ政治学』世界思想社、分担執筆。
2. 武田健(2016)「EU加盟諸国の合意形成に向けた協調行動」福田耕治編『EUの連帯とリスクガバナンス』成文堂、分担執筆。

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。